

介護予防・日常生活支援総合事業の報酬改定について

第9期介護保険事業計画の介護報酬改定にあたり、介護予防・日常生活支援サービス事業のサービス単価について以下のとおり改訂を行います。

【主な改定項目】

- ア 基本報酬の改定
(訪問型サービス費、通所型サービス費、介護予防ケアマネジメント費)
- イ 高齢者虐待防止措置未実施減算の新規追加
- ウ 業務継続計画未策定減算の新規追加 (訪問・通所で条件差あり)
- エ 訪問型における口腔管理に係る連携の強化
- オ 介護職員処遇改善加算の一本化 (令和6年度6月以降)
- カ 同一建物等居住者へのサービス提供に対する報酬見直し
- キ 運動器機能向上加算の基本報酬への包括化
- ク 通所型における事業所が送迎を行わない場合の減算

改定の考え方

1 積算根拠

国が示す基本単位数の増減率をもとに算出しました。

訪問型サービスは1月当たりの基本報酬に増減ありません。通所型サービスは1月当たりの基本報酬に運動機能向上加算が包括化され、7.54%の増加。介護予防ケアマネジメントについても、1月当たりの基本報酬が0.92%の増加。

※ 令和6年3月15日付指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示

(1) 訪問型サービス

(8期) 1,176単位 → (9期) 1,176単位

(2) 通所型サービス

(8期) 1,672単位 → (9期) 1,798単位…7.54%増

(3) 介護予防ケアマネジメント

(8期) 438単位 → (9期) 442単位…0.92%増

(訪問型サービス)

	令和6年3月まで	令和6年4月から (第9期)
提供時間	20分以上 60分未満	
利用者単価 (1割負担)	身体介護あり 1回312円	参考 5回利用月 月1,556円
	身体介護なし 1回282円	参考 5回利用月 月1,408円
変更なし		

(通所型サービス)

提供時間	2時間以上 5時間未満		2時間以上 5時間未満	
利用者単価 (1割負担)	1回423円	参考 5回利用月 月2,115円	1回455円 (+32円)	参考 5回利用月 月2,273円 (+158円)

2 介護職員処遇改善加算の見直しについて

介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算について、現行の各加算・各区分の要件及び加算率を組み合わせた4段階の「介護職員等処遇改善加算」に一本化します（令和6年6月以降）。

3 サービスコード及びマスターインターフェースについて

3月中に区のホームページ上で掲載予定です。ホームページ掲載の他、介護事業者宛てにメールで通知を送付しますので、ご確認のほどよろしくお願いいたします。

(この資料に関するお問い合わせ先)

福祉部 地域包括ケア推進課 介護予防・生活支援担当

〒120-8510 足立区中央本町1-17-1

電話：03-3880-5642（直通）

FAX：03-3880-5614

Email：care-s@city.adachi.tokyo.jp